

町・道民税（住民税）の納税通知書が送付されます

●町道民税（住民税）とは

町道民税（町民税と道民税を合わせて住民税と呼びます）には、前年1年間の所得に応じて課税される「所得割」と、所得の多少にかかわらず広く均等に課税される「均等割」とがあります。

問 退職し現在収入はありませんが、納税通知書が届きました。どうして税金がかかるのですか？

答 住民税は前年中の所得に応じて翌年課税されます。今年の収入がない場合は、来年の住民税が非課税となる見込みです。

■納税の方法

このたび送付した納税通知書により、町指定の金融機関等や町役場出納室窓口で直接納めていただけます（口座振替もご利用いただけます）。納期は、6月末、8月末、10月末、12月25日の合計4回です。ただし、前年中の公的年金所得に係る町道民税については、次のとおりです。

◆平成26年4月1日現在で65歳以上の年金受給者の前年中の公的年金所得に係る町道民税

①年金の支払いをする年金保険者（厚生労働省など）が町道民税の公的年金特別徴収（公的年金から引き落とし）を行います。

②ただし、平成25年4月2日以降に65歳になった方は今年10月から公的年金特別徴収が始まります。この場合の納め方は次のとおりです。

普通徴収		特別徴収		
6月	8月	10月	12月	2月
年税額の半分を2回に分けて納付書で納付		年税額の残りの半分を3回に分けて年金から引き落とし		
初年度の年税額の4分の1ずつ		初年度の年税額の6分の1ずつ		

特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
2月に引き落とされた額と同じ税額を毎回年金から引き落とし			年税額から前半の仮徴収した額を差し引いた残額を3回に分けて年金から引き落とし		
当該年税額ではなく2月の引き落とし額が基準			年税額から前半の仮徴収した額を差し引いた残額の3分の1ずつ		

※対象年金

老齢基礎年金や退職年金などが対象です。障害年金や遺族年金などの非課税年金からは、町道民税の引き落としはされません。

問 平成26年度の個人住民税の均等割が5,000円になっているのはなぜですか？

答 「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」（平成23年法律第118号）の施行に伴い、緊急に北海道及び倶知安町が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時的措置として平成26年度から平成35年度までの各年度の個人住民税の均等割額が、年額1,000円上げられます。

引上げ内容は以下のとおりです。

町民税均等割・・・町民税均等割の標準税率（現行3,000円）

について、500円を加算した額

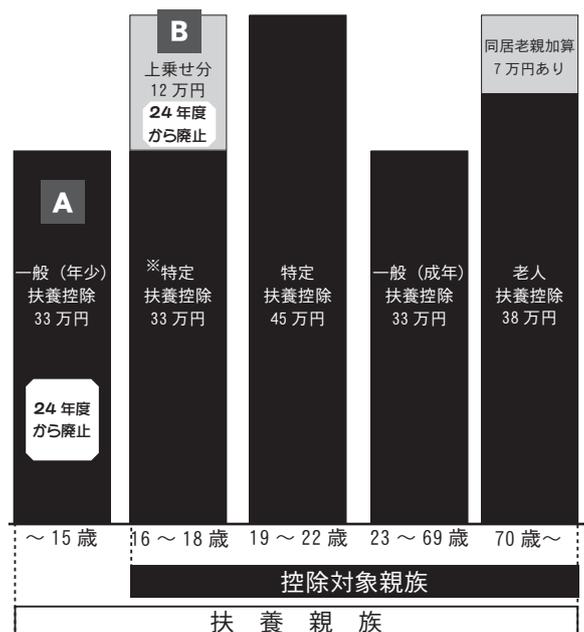
道民税均等割・・・道民税均等割の標準税率（現行1,000円）

について、500円を加算した額

【特例の期間】平成26年度から平成35年度までの10年間

均等割	現行 (平成25年度)	特例期間(平成26年度 から平成35年度まで)
町民税	3,000円	3,500円
道民税	1,000円	1,500円
合計	4,000円	5,000円

■個人町道民税の扶養控除等の全体像



※平成24年度より一般扶養控除となりました

お問い合わせ

町税務課住民税係

☎ 56-8003

後期高齢者医療制度 保険料額決定通知書が送付されます

後期高齢者医療制度に加入されている方へ6月中旬に「平成26年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付しますので、保険料額を確認してください。

●保険料の納め方

- 「年金からの天引き」＝年金支給月ごとに年金から差し引かれます。
- 「口座振替」＝新たに「口座振替」を希望される方は、手続きが必要です。町住民課国保医療係まで「預金通帳」と「届出印」をご持参ください。
- 「納入通知書」＝金融機関や役場出納室窓口で納めていただきます。



第1期納入期限は6月30日です。

年間保険料の計算方法（平成26年度）

■保険料は、被保険者一人ひとりにかかります。

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」と前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計です。年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割になります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \hline \text{【1人あたりの額】} \\ \hline 51,472 \text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割} \\ \hline \text{【本人の所得に応じた額】} \\ \hline (\text{所得} - 33 \text{万円}) \times 10.52\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の保険料} \\ \hline \text{（限度額 57万円）} \\ \hline \text{（100円未満切り捨て）} \\ \hline \end{array}$$

前年の収入から必要経費（公的年金等控除額や給与所得控除額など。）を差し引いたものです。
※所得とは なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。また、社会保険料控除額、配偶者控除、扶養控除、医療費控除などの「所得控除」は、適用されません。

●保険料の軽減

所得に応じて均等割と所得割に軽減があります。平成26年度より均等割2割・5割軽減の範囲が拡大されます。詳細についてはお問い合わせください。

保険料率が改定されました。

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間の医療費の財源に充てるため、平成26年度および平成27年度保険料率の改定が次のとおり行われました。

均等割額 51,472円、所得割率 10.52%

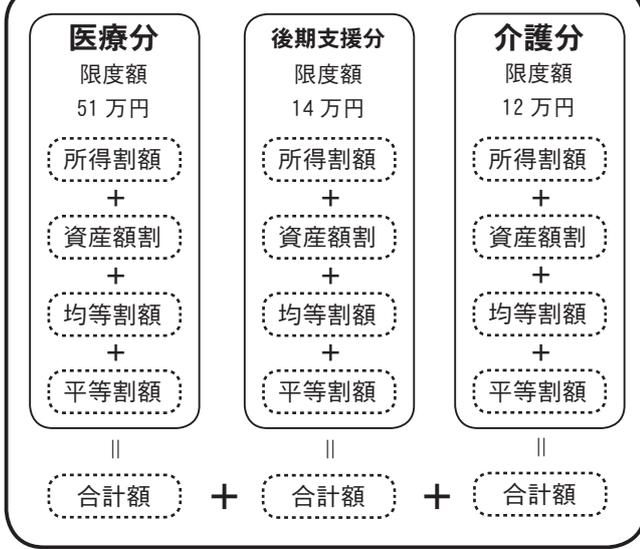
保険料率の比較

保険料率の比較	平成24・25年度	平成26・27年度
均等割額 〈一人当たりの額〉	47,709円	51,472円
所得割率 〈本人の所得に応じた額〉	10.61%	10.52%
限度額	55万円	57万円

お問い合わせ 町住民課国保医療係 ☎ 56-8006

国民健康保険税の仕組みと税額の計算方法

国保税の年税額＝下図の各合計を合わせた額



国民健康保険税は、世帯ごとに計算し世帯主に課税します。税額は、所得割額・資産割額・均等割額・平等割額の4つの合計で計算します。なお、40～65歳未満の加入者（2号被保険者）のいる世帯は、介護保険分も含めて計算します。

①所得割額＝（所得額－33万円）×税率

前年の所得額から33万円を引いた額に各税率を掛けて計算（加入者ごとに計算し、世帯で合計します）

②資産割額＝（固定資産税額）×税率

今年度の固定資産税額（土地・家屋分）に税率を掛けて計算

③均等割額＝（世帯人数）×（1人あたりの金額）

世帯人数に1人あたりの額を掛けて計算

④平等割額＝定額

加入者のいる世帯に平等に掛かる金額

町の国保税の算定税率

	医療分	後期支援分	介護分
所得割額	8.2%	1.8%	1.5%
資産割額	37.0%	8.0%	3.0%
均等割額	16,000円	4,000円	4,200円
平等割額	26,000円	5,000円	3,600円
賦課限度額	510,000円	140,000円	120,000円

お問い合わせ 町住民課国保医療係 ☎ 56-8006
町税務課住民税係 ☎ 56-8003

平成26年度国民健康保険税の変更点

○所得が少ない方に対する軽減の拡大

5割軽減の基準額算定の人数に納税義務者が追加となり、所得基準額が引き上げられました。

2割軽減の加入者数と特定同一世帯所属者数に乗ずる額が35万円から45万円に変更となりました。

軽減割合	軽減の対象となる世帯の所得基準
5割	33万円＋24万5千円×（加入者数＋特定同一世帯所属者数）以下
2割	33万円＋45万円×（加入者数＋特定同一世帯所属者数）以下

ジェネリック医薬品の利用について

- 医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。
 - ジェネリック医薬品の処方をご希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口に「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。
- 「希望カード」が必要な方は町住民課国保医療係（役場③番窓口）までお問い合わせください。

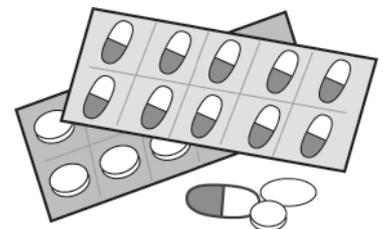
効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。

※ただし、ご希望の際には必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。



お問い合わせ 町住民課国保医療係 ☎ 56-8006